

基調講演「これからの大学評価―評価を行う立場から―」

木 村 孟（大学評価・学位授与機構 機構長）

（木村） ただいまご紹介しました木村でございます。最近、自己紹介いたしますときに、必ず、「ここ数年、大学の先生方、殊に国立大学の先生に非常に評判が悪くなっております木村でございます」と申し上げるのですが、今回も同じことを申し上げさせていただきます。

只今、大変ご丁寧なご紹介を賜りましたが、私が東京工業大学を辞めまして、学位授与機構の機構長になりましたときには、学位授与機構というのは非常に平和な機関でありました。私を含めて34人という体制で、やっておりますことは、皆様方ご存じかもしれませんが、省庁大学校、つまり防衛大学校とか水産大学校、あるいは気象大学校、そういうところの卒業生の方に学位を差し上げるという仕事です。もちろん、機関審査をしたうえで差し上げています。そのほか、短大・高専をお出になった方で、主に放送大学でありますけれども、昔は聴講生とっておりましたが、科目等履修生として単位を積み上げられて124単位になりますと、私どもに学位の申請をしていただくことができます。私どもが単位をチェックして、簡単なペーパーテストをさせていただいて、合格すれば学位を差し上げる、そういう平和な仕事をしていたのであります。しかしながら、後ほど述べさせていただきますが、ひょんなことから大学評価をやれということになりまして、非常に平和な機関があつという間に全国の大学から最も嫌われる機関になってしまったという次第です。

本日は京都大学の関係者の皆様はあまりいらっしゃらないようでありますけれども、個人的には私、京都大学には大変恨みを持っております。先ほどの大塚雄作先生は、私どもでこれから大団円で働いて頂こうと思っていた矢先に京都大学に取られてしまいました。それだけではなく、データベースの構築等の仕事も私共にとって非常に大事であり、そこで柱と頼んでおりました喜多先生も、また京都大学に取られてしまいました。今、そういう意味で、スタッフが非常に手薄になっておりまして、京都大学はひどいことをしたなと恨みに思っている次第です。これは冗談です。

それでは、早速本題に入らせていただきます。

本日のタイトルが「評価する側の論理」ということですが、私ども、評価をやり始めてまだ数年しかたっておりませんで、本当に手探りの状態で、しかも毎日毎日、猛烈な忙しさの中で過ごしておりますので、とても私どものほうで論理というものは持ち合わせておりません。正直申し上げて、その日暮らしということであります。

しかも、評価をめぐる環境は非常に厳しくなっておりまして、今日は文科省の奈良さんもいらっしゃいますのであまり言うてはいけないのですが、私はかねがね自分の機構をごみため組織と呼んでおります。といいますのは、評価というと全て我が方へ来てしまうからです。まず、皆様方ご存じの、7年に1度の認証評価、それと二つめ、国立大学の法人評価、さらには高専の評価、それから短大の評価、またこともあろうにロースクールの評価までやらされることになってしまいました。

私は、これ以上何かやれと言われてたら辞表を出そうと思っているのですが、いわゆる専門職大学院、今、MOT だとか、現役の先生方のための専門職大学院が議論されておりますけれども、それができると、またこれもやらされることになると思います。確かに、スタッフの数は34人から180人ぐらいに増えておりますが、とてもそれだけのリソースでは今申し上げたようなことすべてはできません。そういうことで「ごみため」と言っております。うちの職員の皆様からは「そんなこと言うな」と言われているのですが、私自身はそう思っております。

そういうことで、大変忙しく過ごしておりますので、あまり偉そうな論理を持ち合わせておりませんし、私は、評価機関は絶対に偉そうな顔をしてはいけないという確信を持っておりますので、私どものほうから「こういう論理でやっているのだ」というようなことは絶対に申し上げないということにしております。ということで、これまで評価機関として経験してきたことの一端を皆様方にお話し申し上げます。そういうことができればと考えている次第です。

わが国の大学改革の流れ

皆様方もご同意いただけると思いますが、大学評価という言葉の皆様方がお聞きになるようになったのはここ数年だと思います。それより以前は、日本には大学評価という言葉は存在していなかったのではないかと思います。どういう経緯で現在のような状況になったかということ、少し経時的に眺めてみたいと思います。大学評価が、大学改革の流れで出てきたということは間違いないことだと思います。そこで、我が国で大学改革がどういう流れを取ってきたかをスライドにまとめてみましたので、ごらんいただきたいと思います。

臨教審というのがございました。この審議会は、私は今でも日本の審議会の中では出色の審議会だと思っております。中曽根元首相が「教育は国の根幹である」ということで臨教審をお作りになって、議論が始まりました。この臨教審は非常に先見的な答申を出しておりますが、残念ながら、55年体制の中でその提案はほとんど実現しませんでした。しかしながら、後世に非常に大きなインパクトを与えたことは間違いないところです。

右肩上がりにあった当時の日本で、高等教育は我が国の弱点であるという指摘をし、大学のことを専門に審議する機関を作るべきだという答申を出しております。それを受けてできたのが大学審議会です。昭和62年のことです。

これが平成12年の省庁統合で、先ほど尾池先生からもご紹介がございましたように、中央教育審議会に一本化されたということでもあります。

評価の必要が何時頃指摘されたかということですが、それを見たいと思います。大学審議会は、まず昭和63年に第1番目の「大学院に関する基本事項等」という答申を出しております。この中で特に注目すべきは、博士課程目的の多様化であります。日立製作所では、その昔、博士を持っている人を変人と言っておりまして、変人会というのを作っておりました。ことほど左様に博士というのは変わった人と考えられていました。東京工業大学のずっと前の学長の川上正光先生、これは電気工学の分野で大変有名な方ですが、「博士はあきまへん」ということをよくおっしゃっていました。我が国ではそういう時代がありました。しかしながら、諸外国では民間企業等で多くの博士が活躍しております。私も、英国で非常にたくさんの博士が大学以外で活躍していることに驚いたことがあります。そういうことを受けまして、高度の専門的能力を持つ人材の育成機関として博士課程を位置づけたということでもあります。私は、これは大変画期的なことであったのではないかと思います。

少し飛びまして、平成3年の答申です。これも大変な答申です。まず、この答申について注目すべきは、大学教育の改善、大学における教育の重要性ということが、大学関係の審議会、あるいは議論の中で、初めて指摘されたという点です。そういう意味で、この平成3年の答申も非常に意味がある答申であったと私は思っております。それまでは大学というのは研究さえしていればいいという風潮でしたが、初めて教育の重視ということがうたわれたということでもあります。

あと幾つかありますが、この答申で、初めて自己点検・評価が取り上げられています。自己点検・評価の義務化ということが議論されました。そこで、私はこれを「評価の芽」と呼んでいるのですが、当時の委員長でありました戸田先生に伺うと、すでにこの時点で第三者評価が議論され

1. わが国の大学改革の流れ

—大学審議会の答申から—

臨教審の指摘

「高等教育は我が国の弱点」

昭和62年 大学審議会設置

評価の必要性がどこで指摘されたか

1) S. 63. 12

大学院に関する基本事項等

博士課程目的の多様化

高度の専門的能力を持つ人材の育成

2) H. 3. 2

大学教育の改善 ～ 教育の重視

大綱化→教育内容・方法の個性化

学位規定の変更

——博士→博士（一）

学士も学位へ

自己点検・評価 ～ 評価の芽

大学院の量的整備 ～ 大学院重点化

学位授与機関の創設 ～ 生涯学習

生涯学習体系への移行

多様な高等教育機関の発展

たそうです。かなりの委員が第三者評価機関を作って大学を評価すべきだとの意見であったそうですが、日本にはまだ評価の文化がなく、少し急ぎすぎではないかということで、自己点検・評価という、非常にうまい提案に落ち着いたようです。そのほか、大学院の量的整備ということもいっています。この大学院の重点化については、各大学とも大学院を重点化しないと大学ではないということで、大学院の方へ急激にシフトして、その結果、いろいろな問題が起きましたが、この時点ではこういう答申が出たということです。

次に、学位授与機関の創設についてです。私がおります今の機構の前身であります学位授与機構はこの答申を受けてできたものです。生涯学習体系への移行ということで、先ほど申し上げたような省庁大学校は、大学とほとんど同等の機関と見なされていたので、そういうところを認めようということになりました。さらには、短大・高専の卒業者に対して大学編入の基礎資格を与え、大学へ行かなくても、大学で単位を取ってきて、それが累積されればそれを認めようということで、生涯学習体系への移行の第一歩がここで踏み出されたということかと思います。

平成5年には、「開かれた大学」というキャッチフレーズで、先ほど申し上げました科目等履修生の制度が取り上げられています。それまでは聴講生という制度があって、大学は一応は世の中に開かれてはいたのですが、それは教職免許を取る一つの便法でしかありませんでした。それではいけないということで、各大学が許せばという条件はつきますけれども、20単位程度、大学で、非正規学生として授業を聞くことができるし、試験も受けることができる制度を作ったわけであります。開かれた大学という議論の第一歩であったと思います。

平成7年には大学のマネジメントに踏み込みました。これも特筆すべきことで、大学はマネジメントがないところと言われており、経済界や産業界からさんざん非難されていました。私はそんなことはないと思っておりますが、それについての議論が始まったということです。

平成8年には、教員の選択的任期制ということで、教員の流動性を図ろうという議論がなされました。主に助手のレベルについてです。私はその議論に反対し、やるのなら教授についてもやるべきだということで頑張ったのですが、まずは、若いほうから流動性、任期制を導入したらどうだろうという結論になりました。

平成10年、これはご承知の、副題が「競争的環境の中で個性輝く大学」となっており、そういうことで有名になったレポートであります。この時点では、先ほど申し上げましたように、大学院重点化で学部教育がおろそかになってしまっていたので、もう一度学部教育を再構築しようということで、FD（Faculty Development）のような考えが初めてここで出てきたのだと思います。

それから、専門職大学院。先ほど申し上げましたように、最近では、MOTでありますとか、また、現職の教員の方などを対象とした専門職大学院が作られそうであります。ロースクールはすでにできています。ロースクールについては、議論が始まった動機は、私に言わせればあまり純粋なものではなく、ダブルスクールという問題で法学部が非常に困っていたという事情があったためだと思います。少し言い過ぎかも知れませんが、公務員試験、司法試験に合格するために予備校へ行くという事態が起きていて、法学部そのものの教育が機能なくなっているということで、ロースクールを作ろうという話になり、それをサポートす

3) H. 5. 9

夜間大学院

科目等履修生 ～ 開かれた大学

4) H. 7. 9

教授会運営の円滑化 ～ マネジメント

代表者会、専門委員会

5) H. 8. 10

教員の選択的任期制 ～ 教員の流動性

6) H. 10. 10

学部教育の再構築

取得単位数の上限設定、FD

大学院の教育・研究の高度化

位置付けの明確化

高度専門職業人養成に特化した大学院

法律分野の専門大学院 ～ 専門職大学院

大学組織の柔軟化

講座、学科目に拘らない教員編成

るような形でこの議論が出てきたのだと思います。

平成7年に、マネジメント体制を確立すべきだという提案が出されたということを申し上げましたが、それから4年後に、責任ある運営体制の確立ということで、全学一体的運営、学長補佐体制、学部長の職務の明確化、学長・学部長のリーダーシップ、運営諮問会議の設置などが提案されております。運営諮問会議については、この提案の後、ほとんどの大学ですぐに導入されたということで、日本の大学も世間でいわれるほどには動きが遅くはないように思います。

ちなみに、「競争的環境の中で個性輝く大学」という副題は、大学審議会では何か副題をつけようということになりました。そのときに、今の「競争的環境の中で個性輝く大学」そのものではありませんが、猪口邦子さんが「こういうのはどうだ」とこれに近い副題の提案をされました。そもそものアイデアは猪口さんから出たということでありま

す。これは裏話です。
さて、この答申で、「多元的評価システムの確立」ということがいわれまして、第三者評価をやるべきだ、多面的な評価を大学に対して実施すべきだという提案が出てまいりました。平成10年のことです。

それで11年に、どうすべきかという議論がなされました。平成11年5月に当時の佐々木正峰高等教育局長が、国立大学学長会議の席上で、「第三者評価を実施する」という宣言をされました。この答申を出す議論に私も参画しておりまして、だれもが新しい評価機関を作るものだと思っていました。私自身もそう思っていました。ところが、そのうちだんだん雲行きが怪しくなって、内々に私の機構にやらせるという話がありました。その理由が実にうまい理由でありました。議論の過程で、第三者評価機関の性格は大学の共同利用機関とすると、そういうことが盛り込まれていたのです。その時点で、多分、私どものところにやらせようということを文部科学省は考えていたのではないかと思います。

佐々木さんのほうから、「本来であれば、新しい評価機関を作るべきだと思う。しかし、昨今の経済的な事情により、新しい機関を作ることは、とても財務当局の許すところではない。そうすると、この答申にいわれているごとく、共同利用機関でなければいけない。そういう定義がなされている。共同利用機関の中で、高等教育に関する業務をやっているのは入試センターと学位授与機構だけだ。しかし、入試センターは大学の質についての業務は一切していない。高等教育の質の保証に関する業務をしているのは学位授与機構であるから、大学評価事業を学位授与機構にやらせる」という説明がありまして、官僚というのはうまいこと言うものだといたく感心したのを覚えております。

そういうことで、平成12年4月に、学位授与機構が大学評価・学位授与機構と名前を変えまして、大幅にスタッフの数も増えて、大学評価事業も担当することになったわけですが、私はこのときのこの決定を、私どもを天国から地獄に落とす決定だと申し上げている次第です。

大学審議会発足以来の流れですが、昭和62年に審議会が組織されました。様々な答申を出してきたのですが、その流れを見ますと、やはり流れの中心は、日本の大学、高等教育機関の多様化と個性化です。さらに、括弧の中に書きましたけれども、専門性の高度化もうたわれております。それと、第三者評価ですね。ということで主な答申の中からキーワードを探すと、「多様化と個性化」「専門性の高度化」と「第三者評価」、あるいは「大学評価」となるように思います。

しかしながら、多様化と個性化、それはそれでいいのですが、先ほども尾池先生からお話でしたが、日本の大学を世界に認めさせるためにはこれだけでは不十分です。優れた大学を作らねばなりません。これは多分、文部科学省の中でも議論されたことだと思います。そういうことで、COEプログラムが出てきたのではないのでしょうか。

責任ある運営体制の確立

全学一体的運営

学長補佐体制

学部長の職務の明確化

学長・学部長のリーダーシップ

運営諮問会議の設置

多元的評価システムの確立

～ 第三者評価の実施決定

第三者評価機関の設立

平成12年 学位授与機構

→大学評価・学位授与機構

これは、最初はトップ30とっていましたが、あまり評判がよくないので COE プログラムと呼ぶことにしたようです。

さらに、これに加えて、これも先ほど尾池先生からお話でしたが、教育版の COE プログラムが始まりました。1999年のケルンサミットで、英国が Knowledge-based society、これからの社会は知識によってドライブされる社会だと言い出しまして、それで各国の首脳が同意して共同コミュニケを出しました。ヨーロッパではすでにそうなりつつありましたが、そういう社会になると、知識の伝承機関としての大学の役割が、非常に重要になります。ということで、各国とも、それまである程度やっていた教育改革をさらに加速するという状況が出てまいりました。日本が教育版の COE プログラムを導入したのもそのような背景があるからだと思います。

以上述べましたように、このところの大学改革の流れを要約すると、「多様化と個性化」、「専門性の高度化」、「大学評価」、それと「COE の形成」ということになるかと思ひます。この流れは研究と教育の両方面にわたっており、大学がそれにどうついていくかということは問題であります。かなりバランスがとれた大学改革の提案がなされたのではないかと思います。いずれにしても、その中で、大学評価が非常に大きな役割を占めることは間違いないようです。

大学評価が実施されるに至った背景

次に、大学評価が実施されるに至った背景をまとめてみましたので、ご紹介させていただきます。

まず、高等教育の大衆化現象であります。この大衆化現象は世界規模で起きておりまして、各国とも何とかそれに対処しようと努力しております。大衆化すれば、当然、高等教育を維持する費用が増えますから、なるべくそれを効率的にやろうと考えるのは当然です。効率化するには、どうしても評価をやらざるをえません。こういう状況から、主に先進諸国においてでありますけれども、大学評価が日常的に行われるようになったということ、これが一つの背景です。

もう一つは、これはあまり日本では意識されておられんけれども、高等教育機関の質保証をめぐる国際的な動向が、最近、非常に活発になっている状況です。まず、数年前、OECD が質保証についてのエキスパートグループを発足させました。これには背景がありまして、WTO、貿易交渉で、教育サービスもいわゆるトレーダブル・コモディティ（貿易商品）であるという定義がなされて、それと同じ立場で教育サービスの議論がされるようになったので、OECD が、一般消費材と教育サービスを一緒に議論するのはおかしいということで、教育の専門家を集めて議論を始めたわけです。その中で、国際的に質保証を行うメカニズム

大学審議会発足以来の流れ

- ～ 多様化と個性化、
（専門性の高度化）、
第三者評価（研究評価のうち、研究の水準については相対評価とならざるを得ないが；目的、目標に沿った評価）
- しかし、わが国の国際競争力の向上という観点からは、多様化と個性化のみでは、世界に太刀打ち出来ない
- COE（旧トップ30）プログラムの導入（研究面）

ケルンサミット

- ～ Knowledge-based society の認識

各国とも、知識伝承機関としての大学の役割の重要性を認識
→ 教育改革の実行（主として先進国）

わが国

- 教育版COEプログラムの導入

2. 大学評価が実施されるに至った背景

1) 高等教育の大衆化

- 高等教育を維持する費用の増大
- 効率的配分
- パフォーマンスによる配分
- 評価

2) 高等教育機関の質保証を巡る国際的動向

- WTOを中心とした消費者保護の動き
- OECD/UNESCOでの国際的質保証のメカニズムの検討
- 何らかの評価は必須

を作るべきだという議論が出てまいりました。ご承知のように OECD は先進30か国しか加盟しておりませんから、OECD が UNESCO へ議論の場を移しました。

この問題については、非常に急ピッチで議論が進んでおりまして、世界の大学のデータベースを作ろうという動きが活発化しております。もちろん、データベースといっても、普通のデータベースではなく、質保証のデータのついたものです。例えば、日本のどこどこ大学はどういう評価機関の評価を受けて、評価の中身はどうであったかといった、そういう質保証のデータをつけて、世界的なデータベースを構築しようという動きになっております。

そういう意味でいうと、日本は遅れております。遅れておりますけれども、一応制度だけはできています。去年から認証評価という制度ができましたし、国立大学については独立行政法人としての評価を受けなければいけないということで、一応世界の仲間入りはできたのですけれども、そのデータベースの構築があまり早く進むと、日本の大学が認証評価を受け終わる前にそういうデータベースができる可能性がありますから、心配な面はあります。とにかく、早くやらなければいけないということでもあります。いずれにしても、このような国際的背景がありますので、評価はどこの国もやらざるを得なくなっています。

それから、これも日本ではあまり意識されておられません。学生の取り扱い、研究費の取り扱い、そういうことがヨーロッパやアメリカなどでは非常に一般化しています。それに打ち勝っていくためには、自分の大学の質を保証しておく必要があります。そうでないと学生も来ませんし、研究費も取れなくなってしまう。そういう状況が3番目です。

もう一つ、これは学術会議で指摘させていただいたことですが、教育プロバイダーが非常に多様化するという状況が出始めていることです。ディプロマ・ミル (Diploma Mill) はほとんどアメリカにあり、どうしようもない教育コンテンツを配信して、それで学位が取れると称したりしています。さいわい、そういうところの攻撃は日本に対しては未だそれ程多くありません。というのは、向こうは英語でやってきますが、日本人は英語に対してなかなかアクセスできないために、障壁ができたようになっているのですが、南米などでは大問題になっているようです。アメリカのろくでもない教育機関が大量に押し寄せていって簡単に学位を出す。ところがその学位が一文の値打ちもないという状況が出ています。

MIT がシラバスを全部公開しました。まさか MIT がインターネットで単位を取ることを認めて、それで学士の学位、あるいはほかの学位を出すところまではいかないと思いますが、そういうことがもし起きたら、日本の大学などいっぺんに吹っ飛んでしまいます。そういう可能性があるということで、ここに書いておいた次第です。このように非常に多様な教育プロバイダーが出てくると、ひょっとすると既存の高等教育システムを破壊してしまうかもしれない。そのためのディフェンスとしては、やはりそれぞれの高等教育機関がきちんとした質を自ら保証することしかないということです。自己評価だけでは信頼度が低いので、第三者機関に保証してもらうということです。

以上四つの理由を挙げさせていただきました。

学術会議のレポートに、「今後、高等教育機関は、あらゆる面で評価にさらされることになることを覚悟しなければ

- 3) 高等教育機関間の国際競争
国の国際的競争力の向上
学生、研究費獲得競争
→質保証
- 4) 多様な教育プロバイダーとの競合
IT革命による遠隔授業 (e-learning等)
→学位取得、資格取得
→既存の高等教育システムの破壊
→質保証が唯一の武器

→今後、高等教育機関はあらゆる面で評価に曝されることになることを覚悟しなければならない。

→評価に耐える国、機関だけが生き残る。

ばならない」と書いてあります。極論かもしれませんが、評価に耐える国、評価に耐える機関だけが生き残る時代が来るのではないかと思います。そういうことで、日本の大学も相当頑張っていかなければいけないのではないかと思います。

試行的評価から学んだこと ——国際的通用性も勘案して——

私どもは、平成12年から、13、14年と3年度にわたって試行的評価を行いました。最後の14年度の評価が実際に終わりましたのは16年の3月です。その試行的評価から学んだ経験を少しご紹介させていただきたいと思います。先ほど、大塚先生が、評価方法の細かいことについては多分話がないだろうとおっしゃいましたが、あえて私は、ここで、どういう評価をやったかということを皆様方にご理解いただきたいので、評価方法についても少し詳しくお話しさせていただきます。

評価の目的

これは私どもの評価機関としての評価の目的です。実際には、評価の目的はもっと長い文章で書かれていますが、簡単に申し上げますと、この2つになります。大学「等」となっておりますのは、共同利用機関も入っているためです。大学「等」の教育研究活動「等」と、すべてに「等」がついていますが、日本語は便利ですね。最初の目的は、「大学等の教育研究活動等の改善に役立てること」で、これは絶対の条件であります。ともすると日本の場合は、評価を始めると評価のための評価になってしまいます。そういう点でいうと、英国はその辺は面白い国で、とにかく評価は大学等の教育研究活動がよくならなければいけないのだという大前提を絶えず意識しています。その辺は評価機関として見習っていきたいと思っております。

目的の2番目は、これも非常に大事な点ですが、大学等が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくことです。殊に国立大学の存在価値といいますか、国立大学がどうして必要なのかということに対しては、巷間かなり議論があるところありますので、この辺のところは私どもは意識して、大学は公的機関として、国にとってなくてはならない存在だということを、大学評価の結果を通してアピールしていく必要があらうかと思っております。

この二つの目的は、私どもが作った目的ではありません。私どもが発足いたしますときに、創設準備委員会で、京都大学の前の前になりますか、総長でいらした井村先生に委員長をお願いして、種々議論の結果作っていただいたもので、私どもはこの二つの目的を非常に大事にしております。

目的および目標に即した評価

それから2番目の目的及び目標に即した評価ですが、あくまで、私どもの評価は大学等の有する「目的」及び「目標」に即して行うということになっています。これは当初、「大学等が作る」としておりましたが、全然やっていないようなことを目的・目標に書いてこられるところがたくさんありましたので、「大学等の有する」と修正しました。本来、大学というのは目的・目標を持っているはずだ、それを自己評価・点検にお書きいただきたいということで、わざわざ「有する」とした次第です。いずれにしても、まず、ミッション・ステートメントを大学で書いていただいて、それがきちんとできているかどうかを評価する。ですから、相対評価ではありません。あくまで大学の自主的な判断で、こういうことを自分の大学はやっているということを書いていただき、それがきちんとできるシステムがあるのか、それができているのか、できていなければどうするのか、そういうことを評価するという方法です。

試行的評価の方法

1. 評価の目的

- ① 大学等の教育研究活動等の改善に役立てること
- ② 大学等が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと

2. 目的及び目標に即した評価

教育研究活動に関して大学等の有する「目的」及び「目標」に即して行う

自己評価に基づく評価

今申し上げましたように、あくまで評価は自己評価に基づくものであるということです。従って、自己評価をきちんとしていただかないと、我々の方で評価できません。3年間の試行的評価の中でも、自己評価書の書き方についてはいろいろやり取りがありました。先ほども林先生から、機構から出している自己点検・評価のマニュアルは詳しくというお話がありました。その点については、私どもも詳しくは思っておりますけれども、いろいろな大学からご意見をいただいて作ったものですから、どうしても詳しくならざるをえません。手取り足取りというようなことがあります。しかし、それは決して私どもの本意ではありませんで、実施要項に「こういうことも書け」「こういうことも書け」と大学から要望されたので、そうってしまったという事情があります。

それからもう一つ、自己点検・評価で、ミッション・ステートメントをお述べいただくのはよろしいのですが、こんなことをやっているということの根拠のデータ、それが私どもの評価には必須のものであります。これが出てきませんと、幾ら自己点検・評価書でいろいろお述べいただいても、評価委員の方が判断しようがありませんので、私どもは根拠データを非常に大事にしております。

関係専門家によるピア・レビュー

4番目は、我々の評価はピア・レビューだということです。これについては産業界・経済界からいろいろご異論がございました。しかしながら、私はこのピア・レビューにしくはものはないと思っております。ピアというのは同僚ということですが、大学評価の場合は主として各大学の先生方ということになります。もちろん産業界・経済界の方でもよろしいのですが、マジョリティはやはり大学の関係者になります。このピアに評価をお願いすることによって、自分の所属しておられる大学の質の向上も図ることができるという考え方です。世界的にそういう考え方が一般的になっております。これ以上の方法はないのではないのでしょうか。非常に大事な点であります。

意見の申立て

次に、「意見の申立て」についてです。評価の専門委員会で評価結果をまとめて、最終的に最上位の評価委員会でそれをオーソライズするのですが、オーソライズしたあとに、必ずそれを当該大学にお送りし、「何かご意見ありますか」とお伺いするというプロセスのことです。最初は「異議申立て」となったのですが、法学部の先生から、「異議申立てというのは法律的な言葉だからちょっとまずいのではないか」というご注意があり、「意見の申立て」ということにしました。

それを3回の試行的評価でやらせていただきました。1年目はものすごい数の意見申立てが来ました。しかし、お互いにだんだん慣れてきて、3年目にはかなり健全な姿になったのではないかと思います。もちろん、お送りした評価結果に対してご意見をいただいても、必ずしもそれを全面的に受け入れるわけではありません。いただいたご意見、それから当方の評価委員会でそれに対してどう対応をしたか、すべて公開します。そういうやり方でやっております。こうしておけば、無責任な意見申立てもなかなかしにくいし、私どもの側でも、無責任な対応がしにくくなります。一種の拘束力になるということで、すべて公開することにいたしております。

3. 自己評価に基づく評価

機構の行う評価は、国立学校設置法施行規則に基づき、大学等が行う自己評価の結果(大学等の自己評価で根拠として提出された資料・データを含む)を分析し、その結果を踏まえて行う。

4. 関係専門家によるピアレビュー

評価を通じたお互いの資質向上

5. 意見の申立て

評価プロセスにおいて透明性を確保するだけでなく当該結果の正確性を確保するため、評価結果を確定する前に、評価結果を対象大学等に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設け、申立てがあった場合には、再度審議を行った上で、最終的な評価結果を確定する。

6. 評価システムの改善

機構では、この試行的実施期間における評価の経験や評価の対象となった大学等の意見を踏まえつつ、大学評価が開放的で進化するシステムとなるよう、常により良い大学評価システムの構築に向け、その改善に努める。

評価システムの改善

それから6番目は、評価システムの改善ということです。絶えずコンサルテーション、評価を受けられた大学にアンケートして、ご意見を聞きました。それだけではなく、評価を担当された先生方にもご意見を聞いて、改善すべきところはどんどん改善していくということです。この姿勢を大切にしております。

評価区分と評価項目

評価方法について、具体的にご説明させていただきますと思います。

ご存じだと思いますが、私どもは3つの区分の評価をやりました。全学テーマ別評価と分野別教育評価、分野別研究評価です。下の二つ、教育評価と研究評価は、分野について行っています。英国は69という細かい分野に区分しておりますが、私どもは、法学、経済、文学、教育、農学、医学、理学、工学、それと融合分野の9分野といたしました。

今日のテーマは教育評価ですから、真ん中の分野別教育評価というのを見ていただきたいと思います。(1)から(6)までが評価項目でありまして、これだけの項目について評価をします。教育についての評価項目は世界的にも大体このようになっているようです。私どもは英国の評価を参考にしましたが、教育の実施体制はどんなものか、教育内容面でどういう取り組みをしているか、などを評価項目としました。それから6番目ですが、教育の質の向上及び改善のためにどのようなシステムがあるか、それも評価項目として取りあげております。

評価の区分ごとの評価項目及び評価手法

全学テーマ別評価	(1)実施体制	書面調査、ヒアリング
	(2)活動の内容及び方法	
	(3)活動の実績及び効果	
分野別教育評価	(1)教育の実施体制	書面調査、訪問調査
	(2)教育内容面での取組	
	(3)教育方法及び成績評価面での取組	
	(4)教育の達成状況	
	(5)学習に対する支援	
	(6)教育の質の向上及び改善のためのシステム	
分野別研究評価	(1)研究体制及び研究支援体制	書面調査、ヒアリング
	(2)研究内容及び水準	
	(3)研究の社会(社会・経済・文化)的效果	
	(4)諸施策及び諸機能の達成状況	
	(5)研究の質の向上及び改善のためのシステム	

評価の方法

評価の方法ですが、1年目は大混乱でした。評価員の先生方も、私どもの教職員も初めてのことで、評価を受けになるほうも初めてということで、本当にひどい状態でした。評価員、それから被評価者から出たいちばん大きなご意見は、評価員によってばらつくような評価は困るというものでした。評価員が変わったら、評価結果も変わってしまうような評価は困るということです。

私は個人的には、評価というものは、評価員が変わればその結果は変わるものだと思っております。英国で随分いろいろな人と議論しましたが、彼らは非常にはっきりしておりまして、現在は、Higher Education Funding Council が研究評価をやっておりますが、ほかの機関がやれば別の結果になるのだ、ということを盛んに言っております。それと同様で、私自身は、評価者が変われば評価の結果は変わるものだと思っておりますが、そうはいつでも、大学評価などの公的な評価の場合には、評価員が変わってもあまり結果が変わらない評価というのが理想的であることは間違いありません。

7. 評価の方法～三層構造(分野別教育評価)

1) 評価項目の要素ごとの評価の観点例及び分析方法

(1)教育の実施体制

【要素1】教育実施組織の整備に関する取組状況

〔観点例①〕学科(課程)・専攻の構成

○観点例①の分析方法

分析の区分	教育活動等の状況
優れている	・十分整備(工夫・努力)され、機能している。
相応である	・相応に整備され、機能している。
問題がある	・整備が不十分又は機能していない。

根拠となるデータ等例

- ・学科(課程)・専攻分野を教育研究するために必要な組織の整備状況、
- 学科(課程)・専攻ごとの教育理念等の出版物・学生定員・現員など。

<分析の視点>

学部(研究科)の教育目的及び目標を達成するために必要な学科(課程・専攻)が構成されているか、それぞれの専攻分野を教育研究するために必要な組織が整備され、また機能しているかなどについて分析する。

ん。

そういうことで、内部でいろいろ議論した結果、ここに三層構造と書きましたが、三つのステップから成る評価の方法を考えました。

具体的にご説明しますと、教育の実施体制、これは先ほどの分野別教育評価の1番目の「評価項目」ですが、この一つの「評価項目」について、評価の「要素」を幾つか作ります。その「要素」のさらに下の段階として、「観点」というのを設けます。つまり、「評価項目」があって、「要素」があって、「観点」があるということになります。具体的な評価では、まず、観点について見て、それを総合したものとして「要素」を見て、「要素」を総合したものとして「評価項目」を見ます。そして、最終的に、その項目について評価を下すというやり方になっています。

「教育の実施体制」については【要素1】として、「教育実施組織の整備に関する取組状況」というのがあります。「教育の実施体制」という同じ評価項目の【要素2】として、「教育目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況」があります。それからもう一つ、「学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に関する取組状況」というのを考えてあります。つまり、「教育の実施体制」の評価項目の下に、「要素」が三つあるということです。

前に戻りますと、【要素1】「教育実施組織の整備に関する取組状況」の下部構造として、観点例を幾つか設けております。これはあくまで私どもが考えた例でありまして、「観点」については、どうぞそれぞれの大学でいろいろな観点を考えてくださいという趣旨だったのですが、観点例を「観点」として利用された大学がたくさんありましたので、3年目には、「あくまで例ですよ」としつこく申し上げざるをえませんでした。

観点例としては、例えば、「学科・専攻の構成」というのがあります。それから、同じ要素の下に観点例②として「教員組織の構成」などを設けております。

まず、この観点例①について、学部、あるいは研究科でもいいのですが、教育目的・目標を達成するために必要な学科、あるいは課程・専攻がきちんと構成されているか、それぞれの専攻分野を教育研究するために必要な組織が整備され、また機能しているかなどについて分析します。そのよりどころとなるデータとしては、学科（課程）・専攻分野を教育研究するために必要な組織の整備状況を表わしたデータ、あるいは、学科（課程）・専攻ごとの教育理念等の出版物・学生定員・現員、こういうものが分かるものが考えられるということも、大学に例として示しています。

大学から実際に提出されたデータなどに基づいて観点に関わる状況を分析し、この観点については、「十分整備され、機能している」「相応に整備され、機能している」「整備が不十分または機能していない」という3段階の評価をします。

次の「観点」は、観点例②の「教員組織の構成」です。

この観点では、教育目的及び目標を達成するために編成された教育課程を展開するのにふさわしい教員組織、いろいろありますが、それらが整備され、機能しているかなどについて分析します。ただし、大きな大学と小さな大学では、人員の数が違いますし、整備の状況がはじめから違います。したがって、このような人的資源については、上記①と同様、その制約下での工夫や改善に向けての努力などについても十分配慮しながら分析します。つまり、人が少ないとか、新しい大学だとか、そういうことも十分考慮しますよということです。

【観点例②】教員組織の構成

○観点例②の分析方法

分析の区分

優れている
相応である
問題がある

教育活動等の状況

・十分整備（工夫・努力）され、機能している。
・相応に整備され、機能している。
・整備が不十分又は機能していない。

根拠となるデータ等例

・学科（課程）・専攻ごとの教員の配置状況（教員の専門分野を含む）、主要授業科目への専任教員の配置状況など。

<分析の視点>

この観点では、教育目的及び目標を達成するために編成された教育課程を展開するのにふさわしい教員組織（主要授業科目への専任教員の配置、年齢構成、実験・実習等の授業科目への助手等の配置、教育上の能力に配慮した資格審査の実施等）が整備され、機能しているかなどについて分析する。

また、このような人的資源については、上記①と同様に、その制約下での工夫や改善に向けての努力などについても十分配慮しながら分析する。

そういうことで、この観点についても、「十分整備され、機能している」「相応に整備され、機能している」「整備が不十分または機能していない」という3段階の評価をします。

ですから、観点のこの例でいきますと、観点①について3段階の評価、観点②について同じく3段階の評価をします。

そして、今度、要素2についても同じことをやっていきますが、細かいので省略します。

「観点」については3段階の評価をやりましたが、その結果を総合して、「要素」の評価することになります。「要素」の評価を決めるのには、原則として「観点」のすべて、例えば「観点」が三つあるとしたら、三つともがいちばん上の評価「優れている」となっている場合に、「目的及び目標の達成に十分貢献している」と判断します。つまり、先ほどの例ですと観点が二つしかありませんが、その二つともがいちばん上位になっていたら、その要素についてはいちばん上の評価にすることです。

2番目が「おおむね貢献している」。これは、原則として「観点」の分析の半数以上が優れているという場合です。次に、真ん中の評価、「相応に貢献している」は、原則として、観点の分析が総じて「相応である」、つまり、真ん中の評価になっている場合です。「ある程度貢献している」というのは、「観点」の評価の結果が「問題がある」となっているが、よくやっていると判断された場合で、我々の苦勞の跡がお分かりいただけるかと思います。「観点」の分析の半数以上が問題があるのであれば悪い評価となるのですが、評価する側としてはつらいので、「ある程度貢献している」という評価にしています。次がいちばん下の評価、「観点」の評価の結果がすべて「問題がある」となった場合には、「ほとんど貢献していない」という評価になります。

「要素」の評価が済みましたから、「要素」の評価を総合して、「教育の実施体制」の「評価項目」の評価をすることになります。今ご説明した方法で「要素」の評価ができましたら、今度は原則として、「要素」のすべてが「十分貢献している」、つまりいちばん上の評価になっていれば、最上位の評価になります。要素の半数以上、三つあった場合には二つがいちばん上についていれば、2番目の評価になります。以下同様で、できるだけロジカルに評価しようと考えて、こういうスキームにした次第であります。

【要素2】教育目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況

【観点例①】学生、教職員に対する周知方法とそれらの効果

【観点例②】学外者に対する公表方法とそれらの効果

○観点例①及び②の分析方法

分析の区分

優れている

相応である

問題がある

教育活動等の状況

・十分周知又は公表（多様な方法により実施）され、効果が把握されている。

・相応に周知又は公表され、効果が把握されている。

・周知又は公表が不十分。

根拠となるデータ等例

・刊行物、ホームページによる周知方法及び刊行物の活用状況（刊行物の配先など）、ホームページなどの利用状況、目的・目標の記載された刊行物・ホームページの該当部分など。

<分析の視点>

これらの観点では、周知・公表の実施方法や実施状況、実施の効果の把握などについて分析する。例えば、ホームページ等で公表されている場合は、そのアクセス状況なども参考とする。

【要素3】学生受入方針（アドミッション・ポリシー）に関する取組状況

【観点例①】学生受入方針の明確な策定

○観点例①の分析方法

分析の区分

優れている

相応である

問題がある

教育活動等の状況

・明確に策定されている。

・相応に策定されている。

・明確には策定されていない。

根拠となるデータ等例

・その検討体制、募集要項・ホームページの該当部分など。

<分析の視点>

この観点では、教育目的及び目標に沿って、求める学生像や学習経験、学生募集方法、入試の在り方等が記載された学生受入方針（アドミッション・ポリシー）が検討され、明示されているかについて分析する。

【観点例②】学生受入方針の学内外への周知・公表

○観点例②の分析方法

分析の区分

優れている

相応である

問題がある

教育活動等の状況

・十分周知・公表（多様な方法により実施）され、効果が把握されている。

・相応に周知・公表され、効果が把握している。

・周知・公表が不十分。

根拠となるデータ等例

・刊行物、ホームページ、説明会の開催等による周知方法及び刊行物の活用状況、ホームページなどの利用状況、説明会の開催状況、募集要項・ホームページの該当部分など。

<分析の視点>

この観点では、周知・公表の実施方法や実施状況、実施の効果の把握などについて分析する。

【観点例③】学生受入方針（アドミッション・ポリシー）に従った学生受入方策

○観点例③の分析方法

分析の区分

教育活動等の状況

優れている ・ 十分実施（多様な方法により実施され）、機能している。
 相応である ・ 相応に実施され、機能している。
 問題がある ・ 実施が不十分又は機能していない。

根拠となるデータ等例

・ 選抜方法ごとの入学者の状況（志願者数、受験者数、合格者数、入学者数（社会人、留学生、編入学者数などを含む））など。

<分析の観点>

この観点では、学生受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った入学選抜方法が実施され、機能しているかなどについて分析する。

2）要素ごとの貢献の程度等の判断方法

要素ごとの貢献（達成、機能）の程度等の判断結果は、後述 の評価項目ごとの水準を判断するためのプロセスに用いるものであり、最終的に評価結果を公表する際には、この要素ごとの貢献（達成、機能）の程度等は記述しない。

要素ごとの貢献(達成・機能)の程度の区分 観点ごとの自己評価の分析(目安)

- ・ 十分に貢献（達成・機能）している。
- ・ 原則として、観点の分析の全てが「優れている」となっており、目的及び目標の達成に十分貢献している（目的及び目標において意図する教育の成果が十分達成されている・向上及び改善のためのシステムが十分機能している）と判断される場合。

・ おおむね貢献(達成・機能)している。

・ 原則として、観点の分析の半数以上が「優れている」となっており、目的及び目標の達成におおむね貢献している（目的及び目標において意図する教育の成果がおおむね達成されている・向上及び改善のためのシステムがおおむね機能している）と判断される場合。

・ 相応に貢献(達成・機能)している。

・ 原則として、観点の分析が総じて「相応である」となっており目的及び目標の達成に相応に貢献している（目的及び目標において意図する教育の成果が相応に達成されている・向上及び改善のためのシステムが相応に機能している）と判断される場合。

・ ある程度貢献(達成・機能)している。

・ 原則として、観点の分析の半数以上が「問題がある」となっているが、目的及び目標の達成にある程度貢献している（目的及び目標において意図する教育の成果がある程度達成されている・向上及び改善のためのシステムがある程度機能している）と判断される場合。

・ ほとんど貢献(達成・機能)していない。

・ 原則として、観点の分析の全てが「問題がある」となっており、目的及び目標の達成にほとんど貢献していない（目的及び目標において意図する教育の成果がほとんど達成されていない・向上及び改善のためのシステムがほとんど機能していない）と判断される場合。

被評価者からの意見

次に、被評価者からいただいたご意見をご紹介します。
 ただ今ご説明したようなロジカルな方法を導入したこともあって、2年目から、評価員によるばらつきに対する批判は少なくなりました。1年目はさんざん批判されましたが、2年目、3年目と減っていきました。

また、国大協からは、機構でやった評価の評価をしと言われました。もちろん、私どもとしてもそれをやるつもりであったのですが、忙しくて評価を行っている間とはとてもできませんでした。

そのようなご意見もありましたので、3年目の評価が終わった時点で、すぐに試行評価の検証委員会を組織し、学術会議副会長の岸輝雄先生に委員長をお願いして、試行的評価の評価をお願いいたしました。評価をお受けになった大学にも詳細なアンケート用紙をお送りして、ご意見をいただいております。その概略だけをご説明させていただきます。

まず、実施体制については、大学評価委員会を最上位の委員会と位置づけ、その下に、例えば工学であれば工学の専門委員会を設ける事例を作りました。工学にはたくさん分野がありますので、評価チーム、あるいは、場合によっ

3）評価項目ごとの水準の判断方法

ここで判断した評価項目ごとの水準については、最終的に評価結果を公表する際には、各評価項目全体の貢献（達成、機能）の状況を示す水準として、「水準を分かりやすく示す記述」を記述する。

(1)教育の実施体制

教育目的及び目標に沿った教育実施組織の整備、教育目的及び目標の趣旨の周知・公表に関する取組や学生受入方針に関する取組が、教育目的及び目標の達成にどの程度貢献しているか。

評価項目の要素

【要素1】教育実施組織の整備に関する取組状況

【要素2】教育目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況

【要素3】学生受入方針（アドミッション・ポリシー）に関する取組状況

水準を分かりやすく示す記述 要素ごとの貢献の程度の判断結果(目安)

- ・ 教育目的及び目標の達成に十分貢献している。
- ・ 原則として、要素の全てが「十分貢献している」となっており、目的及び目標の達成に十分貢献していると判断される場合。

- ・ 教育目的及び目標の達成におおむね貢献している。
- ・ 原則として、要素の半数以上が十分貢献している」又は「おおむね貢献している」となっており、目的及び目標の達成におおむね貢献していると判断される場合。

- ・ 教育目的及び目標の達成に相応に貢献している。
- ・ 原則として、要素が総じて「相応している」となっており、目的及び目標の達成に相応に貢献していると判断される場合。

- ・ 教育目的及び目標の達成にある程度貢献している。
- ・ 原則として、要素の半数以上が「ある程度貢献している」又は「ほとんど貢献していない」となっており、目的及び目標の達成にある程度貢献していると判断される場合。

- ・ 教育目的及び目標の達成にほとんど貢献していない。
- ・ 原則として、要素の全てが「ほとんど貢献していない」となっており目的及び目標の達成にほとんど貢献していないと判断される場合。

ては部会を設けて評価を行いました。このやり方についてはかなり肯定的なご意見をいただいております。ちなみに、大学評価委員会の委員長は、一橋大学の元学長の阿部謹也先生にお願いいたしました。非常にきちんとやっていたできました。

次に、2番目の、評価担当者の選定・構成についてです。これについては各大学等の教育・研究内容や運営面の特性についてある程度の知識のある評価者を評価者として使うべきだというご意見が多く出ました。産業界・経済界の方にはかなりお入りいただいたのですが、やはり大学をご存じないためか、過度に厳しい評価をされることもありまして、それを大学がかなり気にして、こういう要求が出てきたようです。

3番目、研修の充実、評価に関する専門知識を有する人材の育成支援に関する要望ですが、これは私どもも痛切に感じていることです。大学側でも、早く専門家を育てるべきだというご意見を強くお持ちのようです。

評価の方法については、全学テーマ別評価、分野別の教育評価、分野別の研究評価、こういうやり方についてはよかったのではないかとご意見を多くいただきました。この評価の結果が、大学等の改善に役立ったというご意見もかなり出てまいりました。

それから、ずっと当初からあったのですが、教育と研究は同時に評価すべきだというご意見がいくつか出ています。殊に大きな大学はそういうご意見をお持ちのようです。ちなみに、9番目の分野であります総合科学の分野につきましては、研究評価と教育評価を同時にやりました。一つの機関について、研究と教育を同時に評価してみたということです。これはものすごく評判がよかったですね。やはり研究と教育は不可分のものであるということなのではないでしょうか。しかしながら、実施面でなかなか難しい問題があり、今後の評価でこれをやるかという、とてもできないと思います。一応、一つのトライアルとしてやってみたとお考えいただきたいと思います。

それから「評価の方法」のスライドの三つめにあげました、目的・目標の「意図的低位」設定という問題については、初めから議論がありました。ミッション・ステートメントは大学から出しますので、そのミッション・ステートメントを下げておけば、いい評価をもらえるではないかという議論です。面白いことに、そのような意見は2年目からほとんどなくなってしまいました。それだけ一生懸命、皆さん自己点検・評価をやられたということだと思います。ありのままを出そうという努力さえしていただければ、目的・目標を低く設定するのではという批判はほとんど出なくなってしまうということかと思えます。このような意見は英国では全く聞かれないことでしたので、私はそれが出てきたとき、ちょっとびっくりしたのですが、2年目からはほとんどなくなりました。

それから、三層構造については、評価者によってあまりばらつかない評価になっているということで、おおむね好評だったのですが、一つの大学から、そのような評価方法では、評価が画一的になるのではないかとご批判が出てまいりました。なかなか評価というのは難しいですね。このような御意見が出たことの理由の一つとして、私どもは「観点」については観点例を示し、これについては大学でお決めくださいと言ったのですが、ほとんど、私どもで示した観点例をお使いになったということもあったかと思えます。

それから次のスライドの「訪問調査」のスケジュールに関する意見です。工学関係は、研究評価においても訪問調

8. 被評価者からの意見

(1) 実施体制

- 大学評価委員会→専門委員会→評価チーム、部会
～ 肯定的
- 評価担当者の選定・構成
～ 各大学等の教育・研究内容や運営面の特性についてある程度の知識のある評価者の要求
- 研修の充実、評価に関する専門知識を有する人材の育成支援に対する要望

(2) 評価の方法

- 全学テーマ別評価、分野別教育評価、分野別研究評価の三区分別評価
～ 大学等の改善のために有効であったとの評価
- 「総合科学」分野の教育、研究同時評価は好評
- 目的及び目標の設定
～ 意図的低位設定により上位の評価結果が狙えるとの批判は2年目から殆どなし
- 3層構造による評価
～ 概ね好評、しかし評価が画一的になる恐れありとの批判も出る

査をやりました。教育評価については実際に現場へ出て
いって、被評価者とレビューアーとの間で意見を交わして
いただきました。この方法は極めて有効であったという評
価でしたが、スケジューリングは大変でした。忙しい先生
にお願いしますので、先生方のスケジューリングだけで大
変でした。そういうことで訪問日時の設定がどうしてもぎ
りぎりになってしまって、それについてはかなり厳しい批
判が出ております。

次の「水準を記述する方法」についてですが、これは私
どもにとって、本当に頭の痛いことでした。1年目の評価
結果を発表しますときに、これはランキングには絶対つな
がらないと、くどく申し上げました。大学のミッション・
ステートメントに応じた評価ですから、横並びの評価ができるわけがないのです。しかしながら、先ほど申し上げま
したように、優れているとか、相応である等の評価をしますので、それを点数に直して、多くの新聞がランキング化
してしまいました。それで、何事だということで私どもがしかられたということです。私どもは口を酸っぱくして、
記者会見のときも、そういうことは意味がないと言ったのですが、やはりマスコミはそれをなかなか聞いてくれませ
んでした。2年目も、とにかくこれは言い続けるしかないということで、繰り返し申し上げました。その結果、メ
ジャーな新聞はそれをやらなかったのですが、地方紙はやはりおやりになったようです。メジャーな新聞はそれは意
味がないということを書いてくれました。やはりしつこく言い続ける以外にはないなという感じを持っております。

- 根拠資料の収集作業量、自己評価書の不備による
評価者の作業負担量
～ 膨大
- 面談によるヒアリング、訪問調査
～ 極めて有効、しかし資料の追加提出のための
作業量膨大、過密なスケジュールに対する批判
- 評価項目ごとに目的及び目標に即して達成度の
水準を記述する方法
～ 肯定的、
しかしマスコミによるランキングには猛反発あり
- 特に優れた点、改善点の指摘
～ 有効であったとの指摘

もう一つ、評価の目的は、先ほど申し上げましたように、
二つあります。一つが、大学の教育研究の質の改善、もう
一つが、国民に対するアカウントビリティです。

大学の大方の反応は、評価結果は自分の大学にとって役
に立った、それによって改善が進んだというものでありま
すけれども、アカウントビリティという点では、大学を評
価した結果が必ずしも役に立っているとは思われないとい
うご意見がたくさん出てまいりました。この点は、私ども
も非常に重く受け取っております。私ども、大変分厚い評
価報告書を出していますが、これは恐らくだれも読んでく
れないと思います。それでは、ダイジェスト版を作ればい
いかというと、これが難しいのです。ダイジェスト版を作
りますと、評価結果が変わってしまうという問題が生じます。

そういうことで、私どもにはそれはやるべきではないということで、1回目の記者会見ではそういう要望を受け付
けなかったのですが、新聞記者のほうからさんざん言われまして、仕方がなくダイジェスト版を作りました。その結
果、大学からかなりおしかりを受けました。評価結果がダイジェスト版にきちんと反映されていないというご批判で
す。

さはさりながら、こんな大部のものを読んでくれると思うほうが間違いで、その辺は何かしなければいけないと思
います。今後、どうしたらいいか、研究していくつもりですが、やはりアカウントビリティを増すためには、評価を
お受けになった大学がその評価結果に基づいて世の中に対して発信していただくということがいちばんいいのではな
いかと思います。私どもでもやりますと、評価結果をねじ曲げることにもなる可能性があります。阿部委員長はそれ
については非常にはっきりしたご意見をお持ちで、それは各大学がやることであり、評価機構はやってはいけな
いとおっしゃっておりました。なかなか難しいところでありますけれども、今後関係者の間で考えていかなければいけ
ないということだと思います。

(3) 評価結果について

- 自己評価
～ 大学全体、部局の課題を把握する上で有効
であったとの評価
- 評価結果により改善が推進、加速したとの評価
- 評価報告書
～ 高校生、その保護者、産業界、国及び自治体
や公的機関等の大学に対する理解が進んだ
とは思われないという意見が多数。情報の出し
方に一段の工夫が必要との指摘多数

試行評価のまとめ

最後になりますが、まとめとして、評価は何のためにやるかということで少しお話ししたいと思います。それは、先ほど申し上げましたように、被評価者の質の向上、つまり、大学でいいますと、研究教育の質の向上のためです。それともう一つ、タックスペイヤーに対するアカウンタビリティです。私は、大学評価の結果、きちんと大学の質が上がっていることが世の中に分かれれば、自動的に2番目の目的は達成されるのではないかと、そう思っております。

それから、どういう方法がいいのかということでもあります。これについては、冒頭、尾池先生がおっしゃったとおりであります。

被評価者、つまり評価を受ける大学は非常に多様です。それから、評価結果のフィードバックが最も有効に働く方法は何かということです。この二つを考えたときに、やはり自己評価に基づく評価しかないだろうと思います。例えばよくありませんけれど、旧帝大系だけを評価するのであれば、ある程度の相対評価はできるかもしれません。しかしながら、認証評価というのは、どういう大学がお受けになるか分かりません。多様な大学を相手にしていますので、やはり自己評価に基づく評価しかないだろうと思っております。

もう一つは、被評価者の安心する評価、これは「比較的」と書いてありますが、完全に安心する評価をやってしまうと世の中が相手にしてくれなくなりますから、「比較的」ということです。比較的安心する評価とはどういうものかやはり同僚に評価してもらうということだと思えます。あいつに評価されると気に入らないということもあるかもしれませんが、やはり同僚は状況が分かっているから安心だということはあると思えます。

それから、「異議の申立て」ですが、本当は「異議」と書いてはいけなく、「意見の申立て」というべきなのですが、とにかくいっぺん評価結果をお返しして、こちらが間違っているのかどうかチェックしていただくというプロセスも欠かせません。そのほかに、絶えざるコンサルテーション、コミュニケーションで評価方法を改善していくということも不可欠です。

もう一つは、これは難しいところですが、過度の負担を強いない評価です。機構の評価は非常な負担を各大学に強いたと反省しております。なるべく負担のかからない評価方法を模索する必要があります。そういう4点のセットでいかないといけないのではないかと思っております。

それと、被評価者の安心する評価ということについてですが、被評価者と評価機関との緊張のある協力関係は絶対不可欠です。「緊張のある」です。べったりした協力関係だと評価が甘くなりまして、世間から批難されるだけです。とにかく緊張ある協力関係が非常に重要です。つまり、尾池先生の言葉をお借りしますと、お互いの信頼関係、そういうものが不可欠ではないかということです。そういう関係を築くことによって、初めて被評価者から正直な情報提供がある。殊に私どもが命としております根拠データ、これについては、できるだけではなくて、完全に信頼できるもの、正しいものをいただかなければいけませんから、そういうものを出していただくためには、やはり信頼関係は不可欠だと思っております。

ということで、与えられた時間を終わりましたので、以上で、私の話を終わらせていただきます。

認証評価の基準について

なお、お渡しした資料の後ろに、大塚先生が私どもの大学評価・学位授与機構におられたときに随分苦心して作っていただいた「認証評価の基準」を付けておきましたので、ごらんいただきたいと思います。

これは2層構造になっておりまして、9番目の「教育の質の向上及び改善のためのシステム」として、9-1と9-

9. まとめ

評価は何のため？

被評価者の資質向上
(+タックスペイヤーに対するアカウンタビリティ)

どのような方法が良いのか？

- ・被評価者の多様性+評価結果のフィードバックが最も有効に働く方法 → 自己評価に基づく評価
- ・被評価者の(比較的)安心する評価→ピアレビュー
- ・異議申し立て+絶えざるコンサルテーションに基づく評価方法の改善
- ・過度の負担を強いない評価
(被評価者との緊張のある協力関係は不可欠)
被評価者からの正直な情報提供+根拠データ

◆評価基準

教育活動を中心



11の「基準」で構成

大学全体として

全ての「基準」を満たしている場合

「大学評価基準」を満たしていると判断

◆基準と観点

基準を満たしているかどうかの判断



「観点」ごとに活動状況を分析・整理・評価

「観点」の分析状況を総合して

「基準」を満たしているかどうかを判断

※「観点」は「満たす・満たさない」ではない

→「観点」の全てを「満たす」ということではない

基準9 教育の質の向上及び 改善のためのシステム

9-1. 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。

9-2. 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修（FD etc.）など、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

基本的な観点

9-1-①すべての大学組織単位について、教育組織、入学者の受入、教育内容及び方法、教育の成果、学生支援、施設設備等の教育の状況について、代表性があるデータや根拠資料を基にした自己評価（現状や問題点の把握）がなされ、評価を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。

9-1-②授業評価や満足度評価、学習環境評価等の学生の意見の聴取が行われており、学生による評価結果が教育の状況に関する自己評価に反映されるなど、学生が大学の自己評価に適切な形で関与しているか。

9-1-③学生による授業評価や満足度評価などが、適切な評価項目のもとで適切に分析され、個々の教員へフィードバックされているか。

9-1-④学外関係者の意見が、大学の自己評価に適切な形で反映されているか。

9-1-⑤評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しなど具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

9-1-⑥個々の教員は、評価結果に基づいて、授業内容、教材、教授技術などの継続的改善を行っているか。

9-2-①ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

9-2-②ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結びついているか。

9-2-③教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修など、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

2という2本の評価軸を持っております。その下に、ここにあるような「基本的な観点」を考えております。評価項目全部についてこういう観点を設けてあるのですが、紙数の関係で9番だけについて9-1-①から六つの観点、9-2について三つの観点を示してあります。この観点到に沿って評価をしようということです。

ただし、先ほどご説明申し上げた評価と違うのは、これは、例えば、9-2-①について3段階の評価をする、9-2-②について3段階の評価をする、9-2-③について3段階の評価をして、それをまとめるというものではありません。そうではなく、こういう観点を総合して、ここに書いています9-2の評価をするということです。ですから、すべての観点を満たしていないといふ評価をもらえないかというと、そうではありません。総合的に、こういうものを一つの目安として評価しますよということでありまうので、その点、誤解のないようをお願いしたいと思います。

それでは、もう少しご説明したいこともあったのですが、以上で私のお話を終わらせていただきます。ご清聴、ありがとうございました。

（林） 木村先生、大変詳細なお話をありがとうございました。

本当は討論したいところなのですが、後半がパネルディスカッションになりますので、多分、パネルディスカッションでの議論と内容的にほとんど区別することはないと思うのですが、どうしてもここで、今のうちに、このことだけは聞いておきたいというものがありましたらお受けしたいと思います。何かございますでしょうか。

特にないですか。

私も、細かいことではなくてわりかた本質的なことを聞いてしまいそうなので、それはまたパネルディスカッションでということにして、それではもう一度、木村先生にお礼の拍手をお願いしたいと思います（拍手）。

